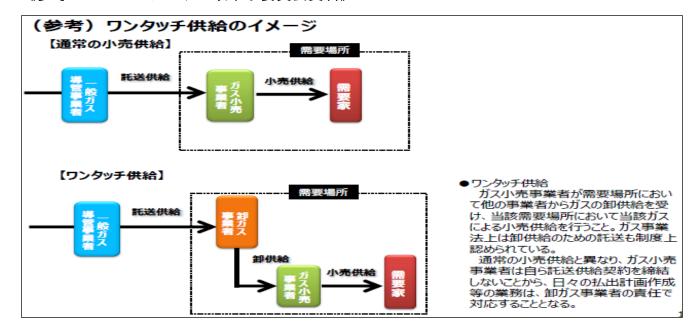
《参考11:ガスシステム改革小委員会資料》



《参考12》

第 129 回国会:ガス事業法改正に伴う政府委員回答

○白川政府委員 私どもガス事業法の運用におきまして、今お尋ねのような点につきましては、まず何よりも需要家間の料金負担の公平というのが一番大事だという考え方にのっとりまして、一需要場所一契約という原則でこれまで運用させてきていただいております。 それから、需要場所というのは、構造上あるいは会計上独立した各部分を個々の需要場所としてとらえまして、例えば今先生の御指摘のありました工業団地の中に、一構内に独立の工場が幾つかあるというような場合は、会計上独立しているということで、これは個々の需要場所という扱いをしてきているわけでございます。それでこれは、これまでの大口部門の規制緩和をする前もこういう運用をしておりましたが、今後ともこの方式を続けさせていただければと考えているところでございます。

こういった運用をしております背景の考え方でございますが、これはやはり公益性の非常に高いガスの供給という点に着目いたしますと、実需者、つまり個々の最終需要家に直接供給する契約を結んでガス事業者が供給をしていくということが、実際のガスの使用者間の真の公平を確保する道であろうかと存ずる次第でございます。

ガス事業法第48条 (託送供給約款)

一般ガス導管事業者は、その供給区域における託送供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、 託送供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、託送供給の申込みを受ける見込みその他の事情を勘案し、 託送供給約款を定める必要がないものとして経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。(中略)

3 一般ガス導管事業者(第一項ただし書の承認を受けた者を除く。以下この条において同じ。)は、同項本文(前項において準用する場合を含む。)の認可を受けた託送供給約款(第六項若しくは第九項の規定による変更の届出があつたとき、又は第五十条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの)以外の供給条件により託送供給を行つてはならない。(後略)

ガス小売託送供給約款 (需要場所で払い出す託送供給) (大阪瓦斯)

- 3. 用語の定義
- (3) 「需要場所」とは、託送供給先需要家がガスを使用する場所をいい、1構内をなすものは1構内を、また、1建物をなすものは1 建物を1需要場所としますが、以下の場合には、原則として次によって取り扱います。
- ① マンション等1建物内に2以上の住戸がある住宅
- 各1戸が独立した住居と認められる場合には、各1戸を1需要場所とします。
- なお、「独立した住居と認められる場合」とは、次のすべての条件に該当する場合をいいます。
- イ 各戸が独立的に区画されていること
- ロ 各戸の配管設備が相互に分離して設置されていること
- ハ 各戸が世帯単位の居住に必要な機能 (炊事のための設備等) を有すること
- ② 店舗、官公庁、工場その他
- 1構内又は1建物に2以上の会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を1需要場所とします。

《参考13:ガスシステム改革小委員会資料》

- ➤ 二重導管規制とは、ガス導管事業者がその事業の用に供する導管を一般ガス事業者の供給区域内に敷設しようとする場合、当該一般ガス事業者の供給区域内の需要家の利益が阻害されるおそれがあるか否かを国が審査し、このようなおそれがあると認められる場合には、届け出られた計画の変更や中止を命令することができるという制度である。
- ➤ この二重導管規制の趣旨は、<u>既存導管網の効率的活用を図り、一般ガス事業者の供給区域内</u> の需要家の導管利用コストの上昇を抑えるとともに、効率的な導管網形成を促すことにある。
- ▶ また、報告書においては以下のとおり記載されているところであり、小売全面自由化後においても、一般ガス導管事業者と特定ガス導管事業者との間においては、二重導管規制を維持することとしている。
- ➤ その上で、変更・中止命令の判断基準については、抜本的な見直しを行うこととし、既存導管網の有効活用と需要家の選択肢拡大の観点から、小売全面自由化の実施を待たずに早期に結論を得て必要な措置を講ずるべきであるとされている。

Ⅱ-1.二重導管規制(1/2) 6 一般ガス事業者の導管ネットワークに接続されている需要家の利益阻害性につい 現行制度 て判断基準を設け、新規参入者導管のガス供給に対し変更・中止命令を発動。 電力会社ガス導管(未熱調ガス) 😾 ガス供給の 電力会社 電力会社 変更・中止命令 LNG基地 火力発電所 お客さま 熱調ガス ネットワーク 一般ガス事業者ガス導管(熱調ガス) 一般ガス事業者 LNG基地 【小委でのご意見】 現行の変更・中止命令の判断基準は新規参入を過度に規制しており、需要家 の利益を相当過度に害することにならない限り発動すべきでない 未熱調ガスの柔軟な利用を図るため二重導管規制の運用を大幅に緩和すべき 前回小委 【報告書での集約】 変更・中止命令の判断基準について、抜本的な見直しを行うこととし、既存導管 網の有効活用と需要家の選択肢拡大の観点から、小売全面自由化の実施を待 たずに早期に結論を得て必要な措置を講ずるべきである。

Ⅱ-1.二重導管規制(2/2)

7

現行制度の 問題点

- <u>必ずしも熱調ガスを必要とせず、LPGを添加しない安価な未熱調ガスを要望さ</u>れる需要家が存在。
- ・未熱調ガスと熱調ガスが同一のガス種として取り扱われていることが未熱調ガス の利用拡大を妨げている。
- ・ <u>未熱調ガスは一般ガス事業者の熱調ガス導管ネットワーク経由で供給すること</u> はできない実態。



「二重導管規制の抜本的見直し」に向けた要望事項

 新規参入者や未熱調ガスを要望される需要家が納得できる、変更・中止命令の判断基準見 直しをお願いしたい。

(具体的には、変更・中止命令の判断基準となる「既存導管網を利用する需要家への著しい 利益阻害性」の考え方・影響度合いの尺度などを、踏み込んで議論する場としていただきたい。)

《参考14:ガスシステム改革小委員会資料》

ガス導管事業者による既存需要の獲得に係る新たな判断基準のイメージ

<原則>

小売全面自由化後3年度間で、ネットワーク需要の4.5%に相当する既存需要の獲得が可能。

<例外>

ただし、ガス導管事業者による直接のガス供給を認めては、当該一般ガス導管事業者が、託送料金の審査要領(注)において求められる効率化努力を行った場合においても託送料金が上昇することが見込まれる場合には、当該ガス導管事業者による直接のガス供給を認めない。

(=託送料金が実際に値上がりすることは回避。)

1 ⑤ 小売全面自由化後4年目以降の二重導管規制について

- 小売全面自由化後3年度間の二重導管規制については、前述の制度とする一方、小売全面自由 化後4年目以降の二重導管規制をどうするかが論点。
- この点については、小売全面自由化後3年が経過する日までに、
 - ①前述の制度が、一般ガス導管事業者による導管の整備促進に悪影響を及ぼしていないか否か、 また、託送供給不可能ガスに係る市場ニーズを満たしているか否か。
 - ②小売全面自由化後3年度間で、ガス導管事業者がネットワーク需要の4.5%を獲得していない場合には、4年目以降に残余分を繰り越すことを認めるか否か。
 - ③前述の制度は、ガス導管事業者が獲得することができる既存需要について、ネットワーク需要の 4.5%という上限値を設ける制度であるところ、厳格な審査を行った上で、需要家の利益が阻害されることが見込まれない場合には、上限値を超える既存需要についても、ガス導管事業者による 供給を認めるか否か。

などの観点から検証し、小売全面自由化後4年目以降の制度を検討することとしたい。

(注)いわゆる二重導管規制は、小売全面自由化後の一般ガス導管事業者と特定ガス導管事業者との関係を規律するものであるが、厳密には、旧簡易ガス事業者を含むガス小売事業者が自ら導管を敷設することにより、一般ガス導管事業者の導管ネットワークを通じてガスの供給を受ける需要家の利益が阻害されることがないかといった論点もあり得る。他方、こうしたガス小売事業者が敷設する導管は小規模であることが一般的であり、現時点では、特定ガス導管事業者によるものほど、当該需要家の利益を阻害することは想定されないことから、ガス小売事業者が行う導管敷設については、二重導管規制に係る判断基準の適用を受けないものとして整理する。(ただし、こうした導管が非常に大規模なものとなり、当該需要家に与える影響が無視できないものとなった場合には、どのような規制措置が適当かを改めて検討することとする。他方、この場合においても、LPガスを供給する旧簡易ガス事業者が敷設する導管の取扱

《参考15:ガスシステム改革小委員会 議事録》

○大石委員

この二重導管規制の問題で託送供給不可能ガスを有効に活用したいということは分かるのですが、一般の消費者の立場からすると、このガスというのは、使いたくても自分たちでは供給を受けるということはできないわけです。なので、そういう立場からすると、自分たちには選択の権利や余地のないところでネットワーク全体の効率化が下がって、その分を消費者が負担するというのは理屈としてはちょっと納得しがたいところはあるかなと思います。

ちょっと納得しがたいところはあるかなと思います。 先ほど託送料金の審査のところでも申し上げたのですが、託送料金をきちんと下げて、そのことで既存の導管の使用を促すというのが本来的にはあり方なのではないか、と思います。ただ、今幾つか、制度設計をもう少し変えることで、もっと競争だとか効率化の効果が上がるのではないか、というご意見もありました。それであれば、そういったところも含めて、こういう制度設計をしたら消費者にこのように影響する、というところも含めて示していただければと思います。

○二村委員

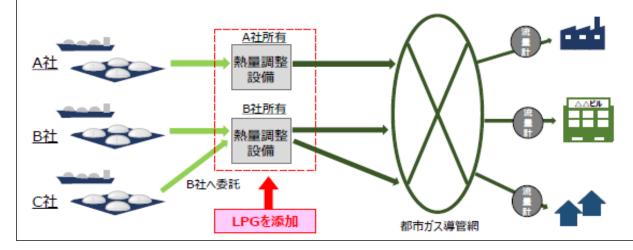
現在想定されているのは、前回からのお話ですと、例えば海岸部において、割と大口の需要家を電気事業者が取っていく場合ということだったと思います。が、工業団地というのは内陸部にもあるわけで、そこに例えば都市ガスを引いてほしいけれども引いてもらえなくて待っている需要家(消費者)がいた場合に、大口の需要家が入ってきて導管もひかれ、そこに託送不可能ガスが入ってくるとなると、待っていた需要家は新しく都市ガスを引いてもらえないか、引いてもらえたとしても料金の負担がかなり大きくなるということも懸念されるのではないかとおもいます。ということで、需要家の利益という点では沿岸部だけでなく、内陸部のことも考えていただければと思います。

3. 都市ガス事業制度における課題

TEPCO

- 日本では先述のように、ガスの体積当たりの熱量を一定に調整(熱量調整)しており、熱量調整設備が必要。
- つまり、日本の都市ガス事業においては、都市ガス原料 (LNG) を調達するだけでは需要家にガスを販売できず、熱量調整に対応する必要あり。
 - ⇒ (熱量調整設備を所有している)他社への熱量調整委託、もしくは熱量調整設備の新設が必要。

熱量調整イメージ



6. 標準熱量制から熱量バンド制に変更した場合の影響



- 前述の欧州や韓国同様に日本が標準熱量制から熱量バンド制へ移行した場合には主な検討事項やメリットが存在。次頁以下で詳細を説明。
 - 1. 〈検討事項〉 ガス消費機器の安全性の確認
 - 2. 〈検討事項〉 需要家への課金方式の変更(体積計量 ⇒ 熱量計量)
 - 3. <メリット> 熱量調整用のLPG添加費用の削減
 - くメリット> ガス小売のさらなる競争活性化

	<現行>標準熱量制 (標準熱量) 45MJ/m3	<移行後>熱量バンド制	詳細
ガス消費機器の 安全性の確認	 ガス消費機器への影響なし (現状のまま) 	 一定の熱量バンド内で熱量が変動、 ガス消費機器への影響、また利便性に ついて、確認要 	スライドフ
需要家への課金方式の 変更 (体積計量 ⇒ 熱 量計量)	使用量のみの計量による流量課金方式 (現状のまま)	 一定の熱量バンド内で熱量が変動、 使用量と熱量を計量する熱量課金方 式に変更要 	スライド8
熱量調整用の LPG添加費用の削減	 標準熱量に調整するためにLPG添加が必要 LPG添加量が増大すると、ガス販売コストが増加 	 一定の熱量バンド内であれば、熱量調整不要 LNG低熱量化の場合、熱量調整不要によるLPG添加コスト削減効果が増大 	スライド9
ガス小売の競争活性化	LNG基地を保有していたとしても、新規 参入のためには熱量調整が必要	 一定の熱量バンド内であれば、熱量調整不要 	-